

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地
神奈川県立宮ヶ瀬湖力又一場

指定管理者申請要項

令和7年1月

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課

目 次

1	基本的な運営方針	2
2	施設の概要	3
3	申請資格等	6
4	申請の手続	6
5	申請のための書類	7
6	選定方法等	9
7	指定管理業務開始までのスケジュール（予定）	10
8	選定過程等の公表について	10
9	指定期間（予定）	11
10	指定管理者が行う業務	11
11	管理に要する経費	16
12	管理の基準	17
13	県と指定管理者のリスク分担	22
14	協定の締結	23
15	事業実施状況のモニタリング等	24
16	指定の取消し等	25
17	その他の事項	26
18	申請関係様式	27
19	参考資料等	28
20	問合せ先	28

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地
神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場

指定管理者申請要項

神奈川県では、神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場（以下「宮ヶ瀬湖周辺施設」といいます。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例（平成 27 年神奈川県条例第 7 号。以下「やまなみセンター条例」といいます。）第 3 条、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成 27 年神奈川県条例第 9 号。以下「集団施設地区等条例」といいます。）第 3 条及び神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例（平成 27 年神奈川県条例第 11 号。以下「カヌー場条例」といいます。）第 4 条の規定に基づき、県が指定した指定管理者が施設の管理に関する業務を実施する指定管理者制度を平成 28 年度から導入していますが、指定期間満了に伴い改めて指定を行うこととしました。なお、宮ヶ瀬湖周辺施設は、宮ヶ瀬ダム建設に合わせ、一体的に計画・整備されたという経緯を踏まえ、引き続き公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団をこれらの施設を一体的に管理する指定管理者とし、申請を受け付けることとしました。

1 基本的な運営方針

宮ヶ瀬ダムは、神奈川県最後の「水がめ」として、昭和 44 年に国が計画を発表し、30 年以上をかけ、平成 13 年に全面運用が開始された国直轄ダムであり、以降、神奈川県民は湧水から解放されることとなりました。

一方、このダム建設事業にあたっては、周辺地域・住民の多大なる理解と協力を必要とし、結果として清川村を中心とした住民 281 戸、1,136 人が移転を余儀なくされ、490ha が水没することとなりました。

こうした宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情から、宮ヶ瀬湖周辺施設は宮ヶ瀬ダム建設と一体的に計画・整備され、その管理運営にあたっては、ダム湖の水質や自然環境の保全を図りつつ、ダム建設に協力をいただいた地域・住民のための振興と発展を図っていくという、二つの目的を同時に達成することが求められます。

県では、上記の目的を達成するとともに、県民サービスの向上とより効果的な管理運営を図るため、平成 28 年度から宮ヶ瀬湖周辺施設に指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度による第 3 期目の運営も引き続き、宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を十分に理解した上で、国・県・地元市町村との連携を図りながら、個々に設置目的がある施設を一体的に管理することで魅力ある事業を展開し、宮ヶ瀬湖周辺地域の水源環境の保全と周辺地域の活性化の中心的役割を果たしていくことを基本的な運営方針といたします。

2 施設の概要

(1) 神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター

ア 名称

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター（以下「やまなみセンター」といいます。）

イ 所在地

(ア)本館 愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940 番地の 4

(イ)別館 愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940 番地の 15

ウ 設置の経緯

やまなみセンターは、宮ヶ瀬ダムの建設と併せて、県が、国、地元市町村と連携して宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化を図るため、広域的な交流拠点として、平成 10 年 9 月に設置しました。

指定管理者制度を導入するまでは、神奈川県立自然公園条例に基づく公園計画に位置づけられた施設として、管理運営を行ってまいりましたが、県民利用施設の見直しを契機として、指定管理者制度の導入による効果的・効率的な運営を行うため、平成 28 年 4 月 1 日に隣接する宮ヶ瀬ビジターセンター（平成 27 年度末に廃止）跡施設を含め、「公の施設」として条例設置しました。

エ 施設の設置目的

水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するため

オ 施設等の概要

(ア)本館

- ・構造等：鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階
- ・地階：シャワー室、機械室 ほか
- ・1 階：研修会議室（3 室）、事務室 ほか
- ・2 階：展望ホール、情報コーナー ほか
- ・屋上：展望広場
- ・駐車場：なし
- ・延床面積：1,311.48 m²
- ・敷地面積：4,000.00 m²（国有地）
- ・設備等：別紙 2-1 「やまなみセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」（以下「やまなみセンター業務基準」といいます。）に記載のとおり。

(イ)別館

- ・構造等：鉄筋コンクリート造 地上 2 階
- ・1 階：多目的ルーム、事務室 ほか
- ・2 階：多目的ルーム ほか
- ・駐車場：なし
- ・延床面積：875.93 m²
- ・敷地面積：1,195.71 m²（県有地）
- ・設備等：別紙 2-1 「やまなみセンター業務基準」に記載のとおり。

カ 開館時間、休館日

- ・開館時間：原則として午前9時30分から午後5時まで
- ・休館日：月曜日（祝日、振替休日の場合はその翌日）、12月29日から翌年1月3日まで

(2) 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

ア 名称

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地（以下「集団施設地区等」といいます。）

イ 所在地

- (ア)宮ヶ瀬湖集団施設地区 愛甲郡清川村宮ヶ瀬
- (イ)鳥居原園地 相模原市緑区鳥屋

ウ 設置の経緯

集団施設地区等は、宮ヶ瀬ダム建設に伴い、県、国が役割を分担しながら整備し、国が整備した施設を平成11年3月に県が引き継ぎました。

指定管理者制度を導入するまでは、神奈川県立自然公園条例に基づく公園計画に位置づけられた施設として、管理運営を行ってまいりましたが、県民利用施設の見直しを契機として、指定管理者制度の導入による効果的・効率的な運営を行うため、平成28年4月1日に、「公の施設」として条例設置しました。

エ 施設の設置目的

県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するため

オ 施設等の概要

(ア)宮ヶ瀬湖集団施設地区

及沢園地地区

- ・面積：22.1 ha
- ・建物：管理棟 33.75 m²、管理詰所 191.82 m²、カヌーロッジ 98.02 m²、トイレ 93.14 m²、
野外音楽堂 236.00 m²
- ・広場等：入口広場、ふれあい広場、もみの木広場、けやき広場、ビオトープ、グラスス
ライダー
- ・その他：園路1式、階段1式
- ・設備等：別紙2-2「集団施設地区等の維持管理及び運営等に関する業務の基準」（以下
「集団施設地区等業務基準」といいます。）に記載のとおり。

小中沢園地地区

- ・面積：6.4 ha
- ・建物：管理棟 33.75 m²、トイレ 93.14 m²
- ・駐車場：駐車場A 46台、駐車場B 74台、駐車場C 214台
- ・広場等：多目的広場
- ・その他：園路1式、階段1式
- ・設備等：別紙2-2「集団施設地区等業務基準」に記載のとおり。

(イ)鳥居原園地

- ・面積：5.4 ha
- ・建物：トイレ 38.92 m²
- ・駐車場：170 台
- ・広場等：湖畔庭園、岬の展望台
- ・その他：園路 1 式、階段 1 式
- ・設備等：別紙 2-2 「集団施設地区等業務基準」に記載のとおり。

カ 開館時間、休館日

(ア)ガラススライダー

a 利用日(供用日)

(a) 1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

(b) 7月21日から8月31日まで

b 利用時間(供用時間)

午前10時から午後4時(12月1日から翌年の3月31日までにあつては、午後3時)まで

(イ)野外音楽堂

利用時間(供用時間)：午前9時30分から午後5時まで

(ウ)駐車場(宮ヶ瀬湖集団施設地区駐車場、鳥居原園地駐車場共)

利用時間(供用時間)：午前0時から午後12時まで

開場時間：午前9時から午後5時まで

(3) 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場

ア 名称

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場(以下「カヌー場」といいます。)

イ 所在地

愛甲郡清川村宮ヶ瀬1676番地の3

ウ 設置の経緯

カヌー場は、平成10年にかがわ・ゆめ国体のカヌー競技会場・生涯スポーツの振興・地域振興の拠点として県国体局が整備し、平成11年4月に県教育委員会が管理の委任を受けたものですが、県民利用施設の見直しを契機として、指定管理者制度の導入による効果的・効率的な運営を行うため、平成28年4月1日に「公の施設」として条例設置しました。

エ 施設の設置目的

県民にカヌー等に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するため

オ 施設等の概要

・構造等

管理棟：鉄骨造 地上2階

1階：事務室、更衣室、シャワー室 ほか

- 2階：会議室、研修室 ほか
- 艇庫：鉄骨造 地上1階
- 1階：収容可能数 104 艇
- ・延床面積
 - 管理棟：471.27 m²
 - 艇庫：1,039.60 m²
 - ボンベ室：5.76 m²
 - 少量危険物保管庫：3.44 m²
- ・駐車場：なし
- ・敷地面積：145,151.14 m²（国有地）
- ・設備等：別紙2-3「カヌー場の維持管理及び運営等に関する業務の基準」（以下「カヌー場業務基準」といいます。）に記載のとおり。

カ 開場時間、休場日

- ・開場時間：1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで
 - 午前9時から午後4時30分まで
 - 5月1日から9月30日まで
 - 午前7時から午後5時30分まで
- ・休場日：月曜日（祝日、振替休日の場合はその翌日）、休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く）、12月29日から翌年1月3日まで

3 申請資格等

神奈川県内に事務所を有しているとともに、次の事項に該当していないこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人
- (2) 神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札に関して指名停止を受けている法人
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人
- (4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人
- (5) 県から公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人
- (6) 県の指定管理者の募集において虚偽申請により選定対象外（以下「選外」といいます。）となった法人
- (7) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団
- (8) 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人

4 申請の手続

(1) 申請書類の提出

ア 受付期間：令和7年1月22日（水）から令和7年3月18日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。）

イ 受付場所

(ア)持参される場合の受付窓口

県庁本庁舎 5 階 政策局政策部土地水資源対策課水源地域対策グループで受け付けます。

受付時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までです。

(イ) 郵送又は信書便による場合の送付先

〒231-8588 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水源地域対策グループあて

(受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。)

※ 封書の表に赤字で「宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者申請書 在中」、裏に団体の住所、名称、担当者名及び電話番号を必ず記載してください。

なお、書留、簡易書留によらない事故等については、一切考慮しません。

(2) 質問事項の受付

申請にあたっての質問は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和 7 年 1 月 22 日（水）午前 8 時 30 分から

令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 5 時 15 分まで

イ 受付方法：質問を記載した文書（様式は任意です。）を郵送、ファクシミリ又はフォームメールで受け付けます。これ以外の方法による質問は受け付けません。

(ア) 郵送又は信書便による場合の送付先

〒231-8588 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水源地域対策グループあて（受付期間内必着とします。）

(イ) ファクシミリの送付先

ファクシミリ番号 045-210-8820

(ウ) フォームメールの送付先

県のホームページ

「宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者について」

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4k/cnt/f531923/miyagase-syuuhen.html>) にあるフォームメールをご利用ください。

ウ 回答方法：原則として全ての質問事項に対する回答を、令和 7 年 1 月 22 日（水）から順次、政策局政策部土地水資源対策課のホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

(3) 申請にあたっての費用負担

申請にあたっての費用は、申請する法人の負担とします。

5 申請のための書類

(1) 申請書類

ア 様式指定の書類

副本は写しを提出してください。

(ア) 申請書（様式 1-1、様式 1-2、様式 1-3）

(イ) 事業計画書（様式 2）

(ウ) 経費積算内訳書（収支計画書）（様式 3）

(エ) 委託予定業務一覧表（様式 4）

(オ) 申請資格がある旨の誓約書（様式 5）

(カ) 役員等氏名一覧表（様式 6）

(キ) 重大な事故又は不祥事等に関する報告書（様式 7）

イ 法人に関する書類

正本、副本とも既存の資料の写しを提出してください。

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理に関する規程、労働環境確保のための方針等）

(ウ) 概要（組織・事業の概要、役員等）を記載した書類

(エ) 令和 7 年度の事業計画書、収支予算書

(オ) 令和 5 年度の事業実績書

(カ) 直近の 3 事業年度（令和 3～令和 5 年度）分の決算書等（損益計算書又は正味財産増減計算書、附属明細書、貸借対照表、収支計算書、監査報告書 等）

(キ) 指定管理者の申請に関する意思の決定を証する書類（理事会の議事録写し、決裁書類の写し等）

(ク) 当該施設や類似施設の運営実績を記載した書類（任意様式）

※ 類似施設とは、水源地域にある施設など、本施設と共通性がある施設であれば参考といたします。

ウ 官公庁が発行する書類

3 か月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しを提出してください。

(ア) 法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書

(イ) 次の税目に係る直近 3 年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）

法人県民税・法人事業税（本店及び県内事務所に係るもの）、消費税及び地方消費税（※消費税及び地方消費税の納税証明書は国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3－3）でも構いません。）

エ 必要に応じて添付する書類

自主事業として行う業務がある場合

・ 自主事業の実施計画及び収支計画

(2) 申請書類の提出部数

正本 3 部 副本 13 部

様式 1-1 から様式 7 まで及び上記 (1) エ 必要に応じて添付する書類については、併せて電子媒体でも提出してください。

(3) 留意事項

ア 申請書類の追加・内容の変更

受付期間終了後は、申請書類の追加、提出された申請書類の内容の変更ができません。ただし、県が申請内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。

ウ 著作権の帰属等

申請書類の著作権は、申請法人に帰属します。ただし、県は、申請書類を無償で使用できるものとします。

また、指定管理者の指定後、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき、指定管理者として指定した法人の申請書類を公開します。

エ 事業計画書の公表

事業計画書については、指定管理者に指定された場合、個人に関する情報等を除き、次の注意書きを付したうえで、県のホームページに掲載します。

この事業計画書は、指定管理者の選定過程の透明性を確保し、また、県民の方々等に施設の運営方針等をご理解いただくために公表しているものです。

事業計画書の著作権は、著作権法にもとづき指定管理者に帰属しており、著作権法上認められた場合を除き、指定管理者に無断で複製・転用することはできません。

オ 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意です。）を提出してください。

カ 申請書類の使用言語

申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

キ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は選外とし、指定管理者候補として選定しません。

6 選定方法等

指定管理者は、申請法人から提出された申請書類等について、次の選定基準に基づき、宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会（以下「外部評価委員会」といいます。）による評価を行ったうえで、県の働き方・行政改革推進本部で候補を選定し、最終的に県議会の議決を経て知事が指定します。

(1) 選定基準

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの視点から、やまなみセンター条例及び神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例施行規則（平成27年神奈川県規則第68号。以下「やまなみセンター規則」といいます。）、集団施設地区等条例及び神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則（平成27年神奈川県規則第69号。以下「集団施設地区等規則」といいます。）、カヌー場条例及び神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第33号。以下「カヌー場規則」といいます。）で規定する「指定の基準」を満たしているか評価することとし、具体的には選定基準を別紙1のとおり定めています。

(2) 選定手続

ア 資格審査及び申請内容の確認等

申請書類の受理後、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課及び神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課において資格審査を行います。また、申請内容について上記担当課から確認又は照会を行う場合があります。

イ 外部評価委員会による評価

(ア)実施日時：令和7年4月中旬（予定）

(イ)実施場所：神奈川県庁付近

(ウ)実施方法

書類及び面接により評価します。面接評価は公開とし、申請法人の担当者（4名程度とします。）が事業計画書の内容等について説明を行ったうえで、外部評価委員会委員が質疑を行います。

面接評価は、申請法人が特にアピールしたい点及び申請書類の内容を確認するために実施するものですので、申請書類に記載のない新しい提案等はできません。

なお、評価を決定する場合等公開に支障がある場合は、外部評価委員会に諮ったうえで非公開とします。

ウ 働き方・行政改革推進本部における選定

外部評価委員会の評価結果を踏まえ、県の働き方・行政改革推進本部で指定管理者候補を選定します。働き方・行政改革推進本部は、県内部の会議ですので、申請法人等は出席できません。

(3) 選定結果の通知・公表

指定管理者候補の選定結果は、令和7年6月上旬に、申請法人に通知します。また、県のホームページで結果を公表します。

(4) 留意事項

ア 指定管理者候補の選定について

申請法人の「サービスの向上」及び「団体の業務遂行能力」の評価点の合計が最低基準点（48点）に満たない等、県が求めるサービス水準等を確保できないと見込まれる場合は、指定管理者候補として選定しません。

イ 不正行為の禁止

外部評価委員会委員に対し、不正な接触又は接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合は、選外とします。

7 指定管理業務開始までのスケジュール（予定）

- 指定管理者の募集期間 令和7年1月22日（水）から令和7年3月18日（火）まで
- 質問事項の受付期間 令和7年1月22日（水）から令和7年3月3日（月）まで
- 外部評価委員会（面接評価）の開催 令和7年4月中旬（予定）
- 働き方・行政改革推進本部の開催 令和7年5月頃
- 県議会における議決 令和7年7月頃
- 指定管理者の指定の告示（県公報） 令和7年8月頃
- 基本協定の締結 令和7年9月以降
- 年度協定の締結 令和8年3月頃
- 指定管理者による管理の開始 令和8年4月1日

8 選定過程等の公表について

本施設の指定管理者の選定過程等については、透明性・公平性の確保の観点から次の内容を県のホームページ（記者発表を行う場合もあります。）等で公表します。

- 指定管理者候補選定後 … 提案概要、外部評価委員会における申請法人の採点結果、指定管理者候補名及び選定理由等
- 県公報による指定管理者告示後 … 指定された法人の事業計画書

9 指定期間（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

なお、指定期間は、県議会の議決後、知事が指定した日に確定するものとします。

10 指定管理者が行う業務

指定管理者は、以下の業務を、本申請要項記載事項、別紙2-1「やまなみセンター業務基準」、別紙2-2「集団施設地区等業務基準」及び別紙2-3「カヌー場業務基準」に従い、行うこととします。

宮ヶ瀬湖周辺施設が、ダム湖の水質や自然環境の保全を図りつつ、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興・活性化を図っていくという二つの目的を同時に達成するための中心的役割を担っていることを踏まえ、地元市町村や地域団体・住民等との連携を十分に図りながら業務の実施にあたってください。

また、宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することの趣旨を踏まえ、施設の維持管理・運営を効果的・効率的に行ってください。

(1) 施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守管理に関する業務

集団施設地区等に設置された共用施設の管理について、その保守管理を行うとともに、料金等の取扱事務を行うこととなります。なお、共用施設の管理にあたっては、別途の協定書（※）のとおりとなります。

※参考資料11「宮ヶ瀬湖畔園地内共用施設の管理に関する協定書」及び参考資料12「鳥居原園地内共用施設の管理に関する協定書」を参照。

イ 物品類の管理・調達に関する業務

施設の運営に必要な物品について、管理を行い、破損・不具合が発生した際には、県に報告するとともに、速やかに修理・補充等を行うこととします。（13「県と指定管理者のリスク分担」参照）

ただし、備品（消費税を含む価額が10万円以上の物品）については、次の点に留意してください。

- ・ 県が作成する備品台帳等に登載し、県の財務規則に基づき、管理を行うこと。
- ・ 指定管理者が、指定管理業務実施に伴い指定管理料によって更新、あるいは新たに購入した備品で、施設運営の継続のために必要と認められるものについては、県と協議の上、指定管理期間終了後、県に無償譲渡するものとする。

ウ 施設の清掃及び植栽管理等に関する業務

エ 防災・安全確保業務

オ 利用者の安全や利用者サービスを維持するための施設の修繕（13「県と指定管理者のリスク分担」参照）

(2) 施設の運営に関する業務

ア 利用承認に関する業務

(ア) 研修会議室、野外音楽堂、艇庫等の利用の受付及び承認（取消しを含む）に関する業務

やまなみセンター条例及びやまなみセンター規則、集団施設地区等条例及び集団施設地区等規則並びにカヌー場条例及びカヌー場規則に基づく、利用承認に関する業務

(イ)施設の利用案内に関する業務

(ウ)施設の利用に伴う設備（備品類）の貸出しに関する業務

(エ)神奈川県暴力団排除条例に基づく利用承認の取消し等に関する業務等

イ 利用料金の徴収に関する業務

宮ヶ瀬湖周辺施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金はやまなみセンター条例、集団施設地区等条例及びカヌー場条例に定める範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定します。

また、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免を行うことができます。料金の算定方法や納付方法の詳細については、指定管理者が利用料金規程を別途定めてください。この場合、利用料金の減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

なお、県では「キャッシュレス都市（シティ）KANAGAWA宣言」を発表し、県民利用施設におけるキャッシュレスの取組を推進しています。県民の利便性向上のため、本施設にも指定期間中にキャッシュレス決済を導入してください。

〔 ○キャッシュレス化の推進に向けた取組（神奈川県ホームページ）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/2018cash.html> 〕

ウ 施設の運営に関する留意事項

(ア)県民、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。

(イ)宮ヶ瀬湖周辺地域の振興を目的とした活動を行っている団体等が利用する場合、必要に応じて指導・助言その他支援を行うこと。

(ウ)利用承認に係る事務は、透明性、公平性の確保に十分配慮した上で、速やかに行うこと。

(エ)各種利用のための書類及び利用者に対する利用の手引きを作成すること。

(オ)電話による問合せや、施設見学に対応すること。

(カ)上記(ア)～(オ)に関し、宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することとした趣旨を踏まえた対応とすること。

(3) 利用の促進に関する業務及び自主的な企画事業の実施に関する業務

各施設の設置目的や特性を踏まえた利用者数の向上に関する業務を行うこととします。

指定管理者は、宮ヶ瀬湖周辺施設の利用者数(※)、利用の促進に関する業務及び自主的な企画事業の参加者数のそれぞれについて、各年度の目標値を設定し、事業計画書に記載の上、達成に向け各種業務を行うこととします。

(※)参考資料2「過去3年間の施設利用実績」を参照してください。

(※)集団施設地区等について、利用者数の目標値は、宮ヶ瀬湖集団施設地区、鳥居原園地及び利用料金施設について設定するものとし、宮ヶ瀬湖集団施設地区の目標値には利用料金施設の目標値を含めてください。また、利用者数の実績値は、宮ヶ瀬湖集団施設地区の各施設及び鳥居原園地について報告してください。（※次頁の表参照）

施設名		目標値	実績値	備考
宮ヶ瀬湖集団施設地区		○	○	
(内訳)	けやき広場 (こども広場含む)	—	○	
	ピクニック広場	—	○	
	多目的広場	—	○	
	親水池	—	○	
	グラスライダー	○	○	利用料金施設
	野外音楽堂	○	○	利用料金施設
鳥居原園地	鳥居原ふれあいの館	○	○	相模原市所管施設

ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化に関する業務

(ア) 宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化に向けた取組方針の策定

宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化に向けた事業の企画立案にあたっては、宮ヶ瀬湖の成り立ちを十分に踏まえたうえで、その基本となる取組方針を策定してください。

また、その取組方針に則った事業展開を図ることとしてください。

(イ) 宮ヶ瀬湖周辺施設の個々の施設の特性を活かした利用促進に資する事業

都心から日帰り圏内にありながら、首都圏最大のダム湖とその周囲に残された豊かな自然という他にない魅力を十分に踏まえたうえで、各施設の特性にあった事業を企画立案・実施してください。

併せて、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の拠点施設として、宮ヶ瀬湖周辺施設のみにとどまらず、宮ヶ瀬湖周辺地域全体の振興と活性化を意識した事業を実施してください。

宮ヶ瀬湖周辺地域の新たな魅力を創出していくため、最新の利用者ニーズの収集、分析により新しい事業を企画立案・実施するとともに、そのために必要な新たな連携先の発掘に積極的に取り組んでください。

また、宮ヶ瀬湖周辺地域の郷土工芸や伝統文化の普及啓発など、地域に根ざした活動等の支援につながる事業を実施してください。

宮ヶ瀬湖周辺地域では、県や国、地元市町村が地域再生計画等に基づき、地域の活性化や消費拡大を目的とした様々な取組を行っています。こうした動向を的確に捉え、事業の企画立案・実施に積極的に活かしてください。

(ウ) 宮ヶ瀬湖周辺施設の一体的管理による魅力ある事業

宮ヶ瀬湖周辺施設の設置目的、特徴、規模、機能を活かしつつ、一体の施設として、効果的かつ柔軟に連携させた事業を実施してください。

その際、上記(イ)に記載の内容を踏まえ、事業を企画立案・実施してください。

イ 水源地域の理解促進に関する業務

宮ヶ瀬湖が神奈川県民の貴重な水源地であることから、県民をはじめとした来訪者に対し、水源環境の重要性についての理解促進を図るための事業を積極的に実施してください。

その際、「宮ヶ瀬湖憲章」「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」の基本理念を十分に理解した上で、事業の企画立案・実施を行ってください。

ウ 広報・広聴に関する業務

多くの人々に宮ヶ瀬湖周辺地域の魅力と水源地域の重要性を知り、実際に来訪してもらえよう広報活動を積極的に行ってください。その際、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化を図る中心的役割を果たす施設として、地域の観光情報等の収集とその提供に努めてください。

また、利用者からの要望や苦情の受付・処理などの広聴業務を行うものとします。

なお、宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理する趣旨を踏まえて対応してください。

エ 運営改善のための恒常的な評価活動

適正かつ効果的・効率的な管理運営を行うため、運営状況や問題点を把握し、サービス向上のための改善策を見出すことを目的とした評価活動を実施するものとします。

オ 来訪者数などの調査統計に関する業務

宮ヶ瀬湖周辺施設の利用状況、来訪者数などの調査統計に関する業務を行うものとします。

また、県では指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、モニタリングを実施しますので、対応していただきます。

カ 利用の促進に関する事業及び自主的な企画事業の実施に関する留意事項

(ア) 国、地元市町村及び関係団体と十分に連携を図り、これまで各施設の事業実施に伴い培ってきたノウハウや育成してきた人材を一体として活かすことに留意してください。

さらに、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化を共に目指す団体・個人等の育成と支援にも積極的に取り組んでください。

(イ) 宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資する事業であれば、宮ヶ瀬湖周辺施設以外の施設を活用した提案も可としますが、各施設の利用に係る調整、手続き等は、指定管理者の責任で行ってください。

(ロ) 指定管理者が指定管理業務とは別に実施する事業との連携を積極的に図ってください。

(ハ) 新たにイベントを実施し、来訪者の増加に努めてください。

(ニ) 新たな民間事業者・団体等のイベントの誘致を積極的に行うなどして、他のイベントとの相乗効果を図ることに努めてください。

(ホ) 宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の中心的役割を果たす施設として、宮ヶ瀬湖周辺地域への来訪者数を把握するとともにその増加に努めてください。

(ヘ) みやがせフェスタ及び新規イベントの効果検証を行い、県に報告してください。

(ヘ) 施設のさらなる有効活用と利用促進を図るため、これまでの実績や現在の状況を分析して課題を把握し、事業の改善や新規事業の実施などに取り組み、その成果を県に報告してください。

キ 利用者の利便性向上の取組（任意）

(4) 業務の第三者への委託

指定管理者は、業務の一部を委託することは可能ですが、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

業務の一部について、第三者への委託（工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指します。以下同じ。）を予定している場合は、様式4「委託予定業務一覧表」を作成し、申請時に提出してください。

「委託予定業務一覧表」に記載された業務のうち、県の承認を必要とする業務については、事前に承認を受けてください。指定期間中に、申請時に予定していなかった委託を行う場合も同様です。

なお、委託先の選定にあたっては、県内中小企業者や障害者雇用企業等（※参考）への優先発注を図ってください。これらの優先発注に係る業務・発注先について、可能な限り具体的に「委託予定業務一覧表」に記載してください（記載内容は実績報告書によるモニタリング時に確認します。）

※参考

- (1) 県内中小企業者とは、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例（平成 20 年神奈川県条例第 46 号）第 2 条に定める者、またはこれに準ずる者とします。
- (2) 障害者雇用企業等が掲載されているアドレスは次のとおりです。

本県の指定管理者制度のホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/hy8/cnt/f5586/>

また、「12 管理の基準」(15)に規定する実績報告書の提出に合わせて、「業務委託実績報告書」を提出してください。

なお、参考として、指定管理業務に必要な物品の障害者雇用企業等からの購入について、予定（「委託予定業務一覧表」の参考資料）と実績（「業務委託実績報告書」の参考資料）を報告してください。

ただし、次の業務は、第三者に委託することはできません。

- ア 施設の利用承認に関する業務（公権力の行使に関する業務）
- イ 利用料金等の徴収及び収納に関する業務
- ウ 災害又は緊急時の対応業務

(5) 留意事項

- ア やまなみセンター事務室や自動販売機等の設置に伴う行政財産の使用許可に関する業務は県が行います。また、指定管理料には使用許可部分の光熱水費は含まれていないため、指定管理者が各使用者に対し費用を請求します。
- イ 指定管理業務を行う際は、宮ヶ瀬湖周辺施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例)

神奈川県が設置した宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、宮ヶ瀬湖カヌー場）は、指定管理者である●●●●●が管理・運営を行っています。

連絡先

指定管理者 ●●●●●●●●●● 電話 ●●●●-●●●●-●●●●●

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課 電話 045-210-3123

（神奈川県環境農政局自然環境保全センター 電話 046-248-0323）

（神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 電話 045-285-0795）

11 管理に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費

指定管理料の算出にあたっては、別紙2-1「やまなみセンター業務基準」、別紙2-2「集団施設地区等業務基準」、別紙2-3「カヌー場業務基準」に基づき、人件費（法定福利費、退職給与引当金等）、事務費（消耗品費、通信運搬費、旅費、事務機器リース料、備品購入費等）、管理費（施設等保守管理費、修繕費（13「県と指定管理者のリスク分担」参照）、光熱水費等）及び負担金等必要な経費を計上し、やまなみセンター、集団施設地区等、カヌー場ごとに内訳を記載した上で合算して提案してください。

(2) 指定管理料（積算価格）

宮ヶ瀬湖周辺施設では、利用料金制を採用していますので、指定管理業務に要する総経費から、利用料金収入として見込まれる額を差し引いた額を、指定管理料として提案してください。

各年度とも次に示す県の積算額を超える提案については、選外とします。

総額：936,995千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

年額：187,399千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

（内訳）

宮ヶ瀬やまなみセンター：111,504千円

宮ヶ瀬湖周辺集団施設地区及び鳥居原園地：53,676千円

宮ヶ瀬湖カヌー場：22,219千円

参考：170,363千円（消費税及び地方消費税抜きの金額）

※ 指定管理料の提案額は、各年度とも県が積算した金額（消費税及び地方消費税を含む金額）を上限とします。

※ 項目「節減努力等」は、提案された指定管理料の各年度の合計額により評価します。

なお、評価の方法は、次の計算式のとおりですので、936,995千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）以下の提案は一律満点（20点）となります。

$$20 \text{ 点} \times \frac{\text{「提案額」と「積算価格から 20\% 節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から 20\% 以上節減している場合は、積算価格から 20\% 節減した額）}}$$

なお、指定管理料については、次の点に留意してください。

- ① 指定管理者候補の選定は、プロポーザル方式により行い、提案された指定管理料の高低だけでなく、事業計画の内容等を総合的に評価します。
- ② 県が提示する指定管理業務の基準を上回る提案も可能です。
- ③ 指定管理業務以外に、自主事業を提案する場合は、申請法人（指定管理者）の財源と責任において行ってください。指定管理料から支出することはできません。
- ④ 県は、提案された指定管理料を基に債務負担行為を設定しますが、指定管理料は、提案された金額に基づき予算調整を行い、県議会における予算の議決を経て、年度協定において確定しますので、提案額が必ずしも保証されるものではありません。

指定管理料の額と支払い方法は年度協定書で定めます。

(3) 指定管理料の変更等

ア 2年目以降の指定管理料

2年目以降については、提案された金額に基づき毎年6月末までに提出される翌年度の収支

計画に基づいて予算調整を行い、予算の議決を経た後に年度協定書で定めます。

なお、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更又は法令・制度改正、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、指定管理料の額を変更します。

イ 指定管理料の増減による精算

指定管理業務を、県が示した要求水準を満たしながら実施する中で、利用料金収入の増や人件費等経費の節減等、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、県は、原則として精算による返還は求めません。

また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額についても、県は、原則として補填は行いません。

ウ 指定管理料の返還等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務が履行されていないことが確認された場合には、県は履行されなかった部分に相当する指定管理料を支払わず又は支払った指定管理料の返還を求めます。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行う他の業務とは別の口座で管理してください。別に口座を開設することができない場合は、指定管理業務と他の業務を混同しないように管理してください。

また、会計処理について、指定管理者としての業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理とを区分して整理してください。

12 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行ってください。

(1) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守してください。

ア 地方自治法

イ やまなみセンター条例及びやまなみセンター規則

集団施設地区等条例及び集団施設地区等規則

カヌー場条例及びカヌー場規則

ウ 河川法

エ 神奈川県立自然公園条例

オ 施設設備の維持管理に関する法規

- ・ 建築基準法（建築設備の定期点検等）
- ・ 電気事業法（技術基準の維持等）
- ・ 消防法（消防計画の提出等）
- ・ 水道法（貯水槽清掃等）
- ・ 下水道法（汚水処理施設保守管理等）
- ・ 大気汚染防止法（ボイラー等運転管理等）
- ・ 労働安全衛生法（第一種圧力容器性能検査等）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・特定家庭用機器再商品化法
 - ・PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
 - ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例（ボイラー等運転管理等）
 - ・農薬取締法
 - ・健康増進法、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（喫煙の禁止等）
- カ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法規
- キ その他の業務の遂行に係る法令
- ク 行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等
- ・神奈川県地域防災計画

(2) 事故発生時等の対応

事故・不祥事等の発生時や、指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際は、速やかに県に報告してください。（参考資料8）

また、上記に係る連絡網を整備し指定期間開始までに県に報告するとともに、職員に周知してください。

（参考）

- ・事故：事故に該当するか否かは、施設の特性や発生時の状況等を踏まえて、指定管理者又は施設所管課が判断。
- ・不祥事：懲戒処分等の指針の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの。
- ・指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案：①犯罪予告、脅迫又は不当な要求、②指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうる不審者・不審物等とし、指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうるか否かは、指定管理者又は施設所管課が判断。

(3) 非常時優先業務の実施体制の確保

大規模地震の発生や新型インフルエンザのまん延などの危機事象に直面した場合、非常時優先業務（利用者の避難誘導・救護、人的・物的被害状況の把握、施設内への情報提供、県・関係機関への報告・連絡）を優先して実施してください。

また、非常時優先業務に係る平時から取り組むべき事項について、県と協議の上、対応していただきます。

(4) 行政手続条例の適用

施設の利用承認等の手続にあたり、指定管理者が行政庁となって神奈川県行政手続条例が直接適用される条項については、指定管理者は当該条項を遵守することとし、同条例が直接適用されない第4章「行政指導」については、指定管理者は、その趣旨に則り同条例に準じた取扱いをしてください。

また、不利益処分をする場合の事前手続にあたり、指定管理者に直接適用されない「神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」については、指定管理者は、その趣旨に則り同規則に準じた取扱いをしてください。

(5) 神奈川県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、神奈川県警察本部に照会し、必要に応じて、排除

措置（利用の承認をしない又は利用の承認を取り消すこと）を講じてください。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者は、神奈川県行政文書管理規程及び同運用通知に基づいて、別途、文書の管理に関する規程等を定め、業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存してください。

指定管理者が作成・受領した文書等は、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、県の指示に従って引き渡してください。

ただし、法令等の規定により、指定管理者である事業者には保存が義務付けられている文書等は除きます。

(7) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはなりません。

また、業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければなりません。

なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(8) 個人情報の保護（個人情報の保護に関する法律の適用）

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めてください。

また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理を図るため、指定管理者は、別途、個人情報の取扱いに関する規程等を定め、公表してください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

(9) 情報システムの管理

情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止対策を確実に行ってください。

(10) 情報公開（神奈川県情報公開条例の適用）

指定管理者は、神奈川県情報公開条例に基づき、管理している文書の公開に努めてください。

また、文書の公開を行うにあたっては、別途、情報の公開に関する規程等を定め、この規程等により行ってください。

(11) 環境への配慮

ア 指定管理者は、神奈川県地球温暖化対策計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、知事部局が、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）に基づいて行う定期報告等の業務に必要な事務を行ってください。

（主な取組）

（ア）神奈川県地球温暖化対策計画に沿って、温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組を推進すること。

（イ）知事部局及び教育委員会が省エネ法等に基づき定期報告等の業務を行うために必要なエ

エネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。
イ 指定管理者は、環境負荷の低減に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。

(主な取組)

(ア) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

(イ) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた取組を推進すること。

(ウ) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(エ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

ウ 指定管理者は、神奈川県地球温暖化対策計画等に基づき、再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組を行ってください。

(主な取組)

(ア) 小売電気事業者と電力契約を締結するにあたり、再生可能エネルギー電力 100%のメニューで契約すること。なお、再生可能エネルギー電力とは、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすものです。

(イ) 県では、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電等の導入を推進しています。本施設も指定期間中に太陽光発電等の設備を導入する可能性がありますので、今後導入することが決定した場合には、本募集要項とは別に調整させていただきます。

(参考)

- ・ 導入の時期や規模が決定した段階で、県は事前に指定管理者と協議を行います。
- ・ 設備の導入に伴う費用は原則として県が負担することとし、設備導入後における維持管理費（電気料金等）は指定管理料（又は県への納付金）で調整を行う予定です。

(12) 障がい者に対する合理的配慮の提供

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条の規定により、障がい者に対して合理的配慮を提供することが義務付けられています。

また、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例第14条第2項の規定により、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知できるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供に努めることが求められています。

指定管理業務の実施にあたっては、「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた合理的配慮の提供や研修・啓発に努めてください。

(参考：神奈川県ホームページ)

- 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisya-jourei/top.html>
- 「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/16574/taiouyouryou.pdf>

(13) SDGsやESDへの取組（SDGsについては参考資料9参照）

県ではSDGs（持続可能な開発目標）の推進に取り組んでおり、指定管理者は本施設の管理運

営において、SDGsを意識して取り組んでいただくよう協力をお願いします。

併せて、ESD（持続可能な開発のための環境教育）の推進に努めてください。

(14) 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、業務の実施にあたって、業務日報（参考資料3）を作成して実施状況を把握するとともに、業務日報に基づき月例業務報告書（参考資料4）を作成し、県に報告してください。

また、業務の実施状況のモニタリングに当たり、県が求めた場合には、年度途中における収支状況も報告してください。

(15) 実績報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度（4月1日から3月31日まで）終了後、速やかに業務総括書（参考資料5）を県に提出してください。

また、毎会計年度終了後45日以内に、基本協定書に基づき、実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書を含む。）、財務書類、労働環境セルフチェック表及びその他県が必要と認める書類）を県に提出してください。

(16) 事業計画書等の提出

指定管理者は、2年目以降の業務を行うにあたって、前年度の6月下旬までに次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を作成して県に提出し、協議してください。

(17) 実績報告書及び事業計画等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めることとします。

(18) 保険の付保

管理業務の実施にあたり、指定管理者は施設賠償責任保険、施設災害補償保険等を付保してください。指定管理者が最低限付保する保障内容は、次のとおりです。なお、参考までに県が付保している保険も記載します。

（参考）

- 現在指定管理者が加入している保険料及び内容は次のとおりです。

指定管理者施設賠償責任保険	3億円／事故
指定管理者施設災害補償保険	3億円／事故
遊具の火災保険	490万円
令和5年度保険料（決算額）	110,620円

- 現在県が加入している保険料及び内容は次のとおりです。

<宮ヶ瀬湖カヌー場>

- ・施設所有（管理）者賠償責任保険

対人 1名につき1億円、1事故につき3億円

対物 1事故につき1億円

- ・スポーツ災害補償保険

ア 死亡 被災者1名につき200万円

イ 後遺障害 被災者1名につき8万円～200万円

ウ 入院保障日額 被災者1名につき2,500円

< 集団施設地区等 >

- ・ 自然公園施設損害賠償保険

対人 1 名につき 1 億円、1 事故につき 5 億円

対物 1 事故につき 1,000 万円

13 県と指定管理者のリスク分担

指定管理業務の実施に伴う損害賠償や不可抗力時の負担等、県と指定管理者のリスク分担は、次表のとおりとします。

ただし、表に定める事項で疑義がある場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	県
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）	○	
制度変更等	法令改正や制度改正等により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		○
	法令改正や制度改正等により発生した費用等の減少による余剰・利益の返還（合理性が認められる範囲）	○	
指定管理料の支払遅延	県からの指定管理料の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担（指定管理者の責めに帰すことができない場合）		○
不可抗力(注)	不可抗力により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		○
書類の誤り	業務基準等、県が作成する書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が作成する書類の誤りによるもの	○	
施設・物品の経年劣化、損傷、滅失等	経年劣化による施設・設備の修繕・更新や物品の購入、又は、特定できない第三者の行為により生じた施設・設備の修繕・更新や物品の購入	○（費用が 100 万円未満のもの）	○（費用が 100 万円以上のもの）
第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担（情報漏えい等、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合）	○	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	
保険の付保	施設賠償責任保険、施設災害補償保険等	○	
	火災保険 等		○

(注)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びに県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

14 協定の締結

指定管理者は、指定後に県と協議し、業務の実施に関する包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結したうえで、業務を実施します。

(1) 基本協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

（協定の目的、会計年度、管理施設・管理物品、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、事業計画・人員配置計画・収支計画の提出 等）

イ 業務の実施に関する事項

（業務の一部を第三者に委託する場合の取扱い、事故・不祥事・災害等への対応、文書の管理・保存、個人情報保護、情報公開の対応、環境への配慮、利用承認に関する基準、不利益処分の手続 等）

ウ 指定管理料等に関する事項

（債務負担行為の上限額、利用料金の取扱い、指定管理料の支払方法、指定管理料の精算、口座の管理と経理の区分 等）

エ 業務の実施に伴うリスク分担

（物価変動・金利変動、指定管理料の支払遅延、不可抗力の発生、制度等の変更及び管理施設・管理物品の修繕等により発生した費用の負担、第三者への賠償 等）

オ 業務の報告及び監督に関する事項

（業務日報の作成、月例業務報告書の提出、年度途中における収支状況の報告、実績報告書等の提出、利用者満足度調査の実施、利用者からの苦情・意見等の取扱い、県による検査・監督及び指定の取消し 等）

カ その他

（再指定等により指定管理者が替わる場合の業務の引継ぎや原状回復等の取扱い、自主事業の取扱い 等）

(2) 年度協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

（協定の目的、協定の期間、協定の変更 等）

イ 業務の実施に関する事項

（事業計画、利用者アンケートの実施方法 等）

ウ 指定管理料に関する事項

（指定管理料の金額、指定管理料の支払方法 等）

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、基本協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消します。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

- イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ 申請資格を喪失したとき又は申請資格を有さないことが判明したとき。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

15 事業実施状況のモニタリング等

(1) 県によるモニタリングの実施

ア モニタリングの方法

県は、本施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、業務の実施状況をモニタリングします。

モニタリングは、別紙2-1「やまなみセンター業務基準」、別紙2-2「集団施設地区等業務基準」、別紙2-3「カヌー場業務基準」に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書等、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により行います。

なお、本施設の利用促進状況を把握するため、指定管理者が事業計画書に目標として記載した施設利用者数並びに利用の促進に関する業務及び自主的な企画事業の参加者数を、モニタリングにおける目標値等として設定します。

利用者満足度調査は、次の方法により行ってください。

- ・簡易アンケート
対面による聞き取りや、施設の窓口に常時アンケート用紙を備える等、工夫して簡便な方法で随時実施する。
- ・詳細アンケート
アンケート用紙を利用者に配付又は送付して回収・分析する等、詳細な内容で定期的実施する。なお、特定のイベント時だけでなく、通常利用時にも行う等調査結果に偏りのないよう実施時期を工夫すること。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告してください。

モニタリング結果報告書は、県ホームページで公表します。また、モニタリング結果報告書は、指定管理者が作成する施設のホームページでも閲覧できるようにしていただく必要があります。

イ 指定管理者制度モニタリング会議の開催

県は、外部有識者で構成する指定管理者制度モニタリング会議を公開で開催し、県が行ったモニタリングについて意見を聴取しています。この会議の資料や議事録は県ホームページで公表します。

(2) 県の監査委員等による監査

県の監査委員等が県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

16 指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由等

県は、指定の基準を満たさなくなると認めるとき、管理の基準を遵守しないときあるいは管理を継続することが適当でないとき等、次のような場合には、やまなみセンター条例、集団施設地区等条例又はカヌー場条例の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ア 県の改善指示にかかわらず業務の改善が行われない場合

県が指定管理者の業務の実施状況についてモニタリングを行った結果、業務の内容が要求水準を満たしていないと判断した場合、県は期日を定めて指定管理者に業務の適正な履行や改善等の必要な措置をとることを勧告することができます。

この期日までに業務の改善等が行われていないと判断した場合には、県は期日を定めて指定管理者に業務の改善を指示します。

これらを経ても、なお業務の改善等が行われていないと判断した場合には、県は神奈川県行政手続条例第3章（不利益処分）の規定に基づく聴聞等の手続きを経たうえで、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

イ 指定管理者からの申出による場合

指定管理者は、やまなみセンター条例、集団施設地区等条例又はカヌー場条例で定める指定の基準を満たさなくなった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告してください。

この場合、指定管理者は、指定の取消し又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止を県に申し出ることができます。

県は、当該申出があった場合は、状況を調査のうえ、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ウ 不可抗力の発生等による場合

県は、不可抗力の発生や制度等の変更により、指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認める場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

エ 指定管理者が次のいずれかに該当又は該当することが判明し、指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認められる場合

(ア) 神奈川県内に事務所を有しなくなった場合

(イ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続開始の申立てがあった場合

(ロ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がある場合

(エ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団に該当することが判明した場合又は同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人に該当することが判明した場合

オ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止により損害・損失や増加費用（以下「損害等」といいます。）が県に生じた場合、指定管理者は県に損害等を賠償しなければなりません。

ただし、県は指定管理者に損害等が生じても賠償しません。
その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

17 その他の事項

(1) 大規模な災害等への対応

大規模な災害等が発生した又は発生するおそれがある場合には、避難所等としての使用、帰宅困難者の受入れ及びその他の災害対応への協力について、県又は清川村等から要請があった場合には、県又は清川村等に協力してください。

また、上記の要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認められる場合は、県民等の安全の確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めてください。

(2) 業務の引継ぎについて

指定管理者は、指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力してください。

なお、引継ぎにあたって生じる費用は、各指定管理者の負担とします。

(3) 利用料金について

利用料金は、利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とします。

したがって、指定管理者が交代した場合、交代前に利用者が利用料金を前納していれば、交代前の指定管理者は、前納された利用料金を次期指定管理者に引き継ぐことになります。

(4) ネーミングライツパートナー制度^{*}について

県では、厳しい財政状況のもと、より一層のサービス向上を図るため、ネーミングライツパートナー制度を導入しています。

本施設でも、今回募集している指定期間中に同制度を導入し、愛称が付される可能性があります。導入した場合には、県は指定管理者と協議した上で、県又はネーミングライツパートナーの負担により、看板、パンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更や改修工事等を行うことがあります。

パンフレット等の作成をお願いする場合は、県は事前に指定管理者と協議し、当該業務の費用負担等については合理性の認められる範囲で県が負担することとし、指定管理料で調整します。

^{*} ネーミングライツパートナー制度とは、契約により施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与させる代わりに、命名権者(ネーミングライツパートナー)から対価を得るものです。

(5) 緑化協力金制度への協力について

県は、みどり行政推進のため「緑化協力金制度実施要綱」(参考資料7)に基づき、県立施設等の駐車場利用者から、車種に関係なく1台あたり20円の任意の寄附をいただくことを基本に、地球温暖化防止や緑の保全を呼びかける緑化協力金制度を導入しています。

指定管理者は、本施設の駐車場において、指定管理業務及び駐車場利用料金徴収業務と別に、県自然環境保全課及び公益財団法人かながわトラスとみどり財団との「緑化協力金に係る協定」による緑化協力金の取扱いにご協力をお願いします。

(6) 指定管理者の役員の交代

神奈川県暴力団排除条例第11条第1項の規定により、同条例に定める暴力団又は暴力団経営支配法人等には公の施設の管理を行わせてはならないとされています。

申請法人（指定管理者）に役員交代があった場合は、そのつど、役員等氏名一覧表のほか、法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書を県に提出してください。

県は提出された書類により、暴力団又は暴力団経営支配法人等に該当しないか警察本部に照会します。

(7) トラブルの防止について

指定管理者及び指定管理者が雇用する職員は、本業務の実施に際して、利用者や企業等の関係者との間にトラブルが発生しないよう十分留意してください。万一トラブルが発生した場合には、指定管理者の責任において解決してください。

(8) 部活動の地域移行について

令和5年10月に県が策定した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」では、地域クラブ活動等に係る県立施設の使用料を低廉な額とすることなど、利用しやすい環境整備に努めることを県の役割としています。そこで、公立中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるためにも、今後、宮ヶ瀬湖カヌー場の利用料金の減免措置について、別途協議する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

18 申請関係様式

(様式 1-1) 申請書 (やまなみセンター規則様式)

(様式 1-2) 申請書 (集団施設地区等規則様式)

(様式 1-3) 申請書 (カヌー場規則様式)

(様式 2) 事業計画書

(様式 3) 経費積算内訳書 (収支計画書)

(様式 4) 委託予定業務一覧表

(様式 5) 申請資格がある旨の誓約書

(様式 6) 役員等氏名一覧表

※ 本様式により得た個人情報、申請法人が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

(様式 7) 重大な事故又は不祥事等に関する報告書

※ 重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去3年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体等の役員若しくは職員（*1）の行為により生じた次のものを指します。

重大な事故	「神奈川県指名停止等措置要領」第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの
行政処分 (*2)	団体が行う業務に関し、法令等に違反し社会的影響が大きい行政処分（不利益処分）
不祥事	神奈川県職員の「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの

*1 対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

- ・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体等では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員
- ・ すでに指定管理業務を行っている団体等では、当該団体の役員又は指定

管理業務に従事する職員

- * 2 なお、「重大な事故」に該当する「行政処分」の判断については、外部評価委員会へ報告して評価を受ける必要があるため、団体が行う業務に関し、法令違反により行政処分（不利益処分）を受けている場合は、県内外の事業所を含め、社会的影響の大小にかかわらず報告の対象となることにご留意ください。

19 参考資料等

(別紙1) 選定基準

(別紙2-1) やまなみセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準

(別紙2-2) 集団施設地区等の維持管理及び運営等に関する業務の基準

(別紙2-3) カヌー場の維持管理及び運営等に関する業務の基準

(参考資料1) 各年度想定収支・積算内訳

(参考資料2) 過去3年間の施設利用実績

(参考資料3) 業務日報(様式例)

(参考資料4) 月例業務報告書等(様式例)

(参考資料5) 業務総括書(様式例)

(参考資料6) 業務委託実績報告書(様式例)

(参考資料7) 緑化協力金制度実施要綱

(参考資料8) 事故・不祥事等に関する報告書

(参考資料9) SDGsの概要について

(参考資料10) 基本協定書標準例

(参考資料11) 宮ヶ瀬湖畔園地内共用施設の管理に関する協定書

(参考資料12) 鳥居原園地内共用施設の管理に関する協定書

20 問合せ先

(やまなみセンター及び全体に関すること)

- 住所 横浜市中区日本大通1
- 担当局部課グループ名 政策局 政策部 土地水資源対策課水源地域対策グループ
- 電話番号 045-210-3124 ファクシミリ番号 045-210-8820
- フォームメールによる問合せ先

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SG0104

- 担当者名 伊藤、工藤

(集団施設地区等に関すること)

- 住所 横浜市中区日本大通1
- 担当局部課グループ名 環境農政局緑政部 自然環境保全課 緑地・自然公園グループ
- 電話番号 045-210-4310 ファクシミリ番号 045-210-8848
- フォームメールによる問合せ先

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SG0505

- 担当者名 岩岡、吉田

(カヌー場に関すること)

●住所 横浜市中区日本大通1

●担当局部課グループ名 文化スポーツ観光局 スポーツ課 施設グループ

●電話番号 045-285-0795 ファクシミリ番号 045-662-5557

●フォームメールによる問合せ先

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SG0806

●担当者名 木田、加藤